

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があったため、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに枚方市長に意見書を提出することができる。

令和7年7月4日

枚方市長 伏 見 隆

1 届出の概要

(1) 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事（1街区）
枚方市北中振三丁目地内

(3) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ひらら光善寺管理組合組合長
溝口 直紀
枚方市北中振三丁目20-10

(4) 変更する年月日

令和8年2月20日

2 届出年月日

令和7年6月19日

3 縦覧場所等

(1) 縦覧場所

枚方市観光にぎわい部商工振興課

(2) 縦覧期間

令和7年7月4日から同年11月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

4 意見書の提出先

(1) 持参の場合

枚方市観光にぎわい部商工振興課

(2) 郵送の場合

〒573－8666

枚方市大垣内町二丁目1番20号

枚方市観光にぎわい部商工振興課